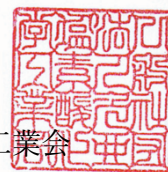


令和2年9月吉日

一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会 ご入会のご案内



一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会
代表理事 石田智洋

謹啓 皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

早速ですが、本年8月4日に、行政の指導・支援をいただきながら、一般社団法人次亜塩素酸化学工業会（英文名 Hypochlorous acid Chemical Industrial Association、略称「HCIA」）を設立いたしました。本会は、主たる事務所を東京都豊島区池袋2丁目63番4 山ノ紀ビル2階に置く非営利の一般社団法人となります。当会へのご入会に関しまして、以下、ご案内申し上げます。

当会で定款に定める次亜塩素酸水の定義および理念、目的、事業内容は、次の通りです。

（当会が定める次亜塩素酸水の定義）

食品添加物次亜塩素酸ナトリウム水溶液を出発点として、化学的に調製された、微生物の除菌、食品の殺菌料としての使用、およびウイルス感染価の低減力を持つ水溶液であり、遊離有効塩素のうち次亜塩素酸分子（HOCl）が主たる役割を示すもの

（理念）

化学的調製によって生成された、安全性の高い次亜塩素酸水の普及により、環境浄化と微生物感染の防止に寄与し、人類の健康と安全に貢献する。

（目的）

本会は以下の項目を目的として事業を行う。

- 1 次亜塩素酸水の安全かつ効果的な製造および利用のために有効な、製造方法、品質規格、製造条件、保管条件等の技術的要件を定める
- 2 一般消費者・各種事業者に対して、次亜塩素酸水に関連する正しい情報を提供・告知し、次亜塩素酸水の安全かつ効果的な使用の普及を図る
- 3 会員間で、次亜塩素酸水に関わる技術情報や販売情報を定期的に共有し、製造技術の向上を図ると共に、信頼できる販売告知のルールを定める
- 4 行政機関と連携し、次亜塩素酸水の製造および販売に関わる関係法令の改正等の情報を迅速に共有し、全会員が法令を遵守した事業を継続することに寄与する

(事業)

本会は前条の目的を達するために以下の事業を行う。

- 1 次亜塩素酸水及びその製造装置の情報又は資料の収集に関する事業
- 2 次亜塩素酸水及びその製造装置の規格基準に関する事業
- 3 規格基準を満たす、適正な次亜塩素酸水商品および次亜塩素酸水製造装置を認定する事業
- 4 次亜塩素酸水及びその製造装置の公正な普及発展に関する事業
- 5 消費者に対する次亜塩素酸水の啓蒙活動の推進・指導
- 6 次亜塩素酸水及びその製造装置の関連する法令及び行政の情報収集に関する事業
- 7 次亜塩素酸水の化学的・物理的特性に関する共同研究を行う
- 8 研究成果の共有
- 9 前各号に付帯する事業
- 10 その他本会の目的達成のため必要と認められる事業

以上の主旨にご賛同いただき、当会が定める規格基準を遵守いただける企業様等に限り、本会にご参加いただきたいとの考えから、公募を行わず、会員の推薦等に基づいて、本ご案内をお届けしております。

上述の「当会が定める次亜塩素酸水の定義」に定める通り、電気分解方式による次亜塩素酸水をお取り扱いの事業者様は、当会の対象外と規定しております。

また「食品添加物次亜塩素酸ナトリウム水溶液を出発点」とした生成液であることを前提としており、現時点では、安全性の確認が十分にできていない塩素化シアヌール酸を用いた次亜塩素酸水をお取り扱いの事業者様も、当会の対象外と規定しております。

加えて当会は、行政と連携して社会に役立つ活動を行うことを基本方針としており、商品表示、告知広告、販売方法など、法令を遵守できる法人・個人を会員条件の前提とさせていただきます。特に、薬機法、景品表示法等の基本的な法規に関して、十分な知識をお持ちいただく必要があります。

昨今の各種メディアによる、理解不足の報道等で、次亜塩素酸水に対する不正確な情報が氾濫し、次亜塩素酸水に対する適切な評価がなされていない状況を打破し、早急に規格基準を定め、認定制度を確立することが急務と考えております。以下に、お申し込みに関する情報や、入会金、年会費に関する情報を記載いたしますので、当会の理念・目的にご賛同いただける、心ある皆様のご参加を願っております。

謹白

一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会 入会規定

●会員の資格要件

- ① (正会員) 正会員をもって法律上の社員とする
次亜塩素酸水製造装置製造事業者
次亜塩素酸水製造事業者
- ② (賛助会員)
当会の趣旨を尊重し、当会の細則に基づく表示・告知ルールを守って、次亜塩素酸水の製造・販売を行う者
次亜塩素酸ナトリウム製造事業者
主たる衛生管理に次亜塩素酸水を使用する一定規模以上の事業者
- ③ (特別会員)
学術的立場から当会を支援する者

●会員の加入基準

本会に加入する者は、以下の基準を満たす必要がある

(製造業)

1. 次亜塩素酸水の製造方法が既に確立しており、安定していること
(ア)製造装置 販売する製造装置の稼働実績が十分にあること
(イ)生成水・タブレット 業務用としての納入実績が十分にあり、健康被害など重大な製造事故を起こしていないこと
2. 法令、特に薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)を遵守していること
3. 反社会的勢力との関わりがないこと
4. 会員間で共有できるデータを有していること(技術情報、学術情報、安全性情報)
5. 製品の表示に関して、当会が設ける細則を遵守できること

(販売業)

1. 製品の告知にあたり、法令、特に薬機法を遵守していること
2. 製品の流通にあたり、当会が推奨する的確な保管・流通方法を用いて市場に流通できること
3. 製品の表示および広告物の表現に関して、当会が設ける細則を遵守できること
4. 反社会的勢力との関わりがないこと
5. クレーム情報、安全性情報等を積極的に当会に提供できること

●会員の資格の取得

本会は、会員の公募は行わない。正会員1社以上から推薦のあった新規入会希望者に

関し、理事会で、その資格を審査し、本会への入会の可否を判断する

2. 理事会で承認された新規入会希望者に対し、別に定める入会申込書を発行する
3. 入会申込書を発行された新規入会希望者は、所定の事項を記入し、正会員1社の推薦状を添えて申し込むものとする
4. 新たに入会する者からは入会金として、正会員、賛助会員ともに100,000円を徴収する。特別会員は入会金を必要としない
5. 正会員は、本会の構成員として会則上会員に認められる権限を持ち、定められた義務を負担する
6. 賛助会員は、本会の運営を賛助し、第15条に定める総会に出席し意見を述べる事ができる
7. 賛助会員は本会から情報を入手することができる。また、本会が主催する展示会等に参加できる

●年会費

正会員	年間100,000円
賛助会員	年間50,000円
特別会員	必要としない

お申し込み方法

添付の「一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会 入会申込書」(法人用または個人用)に、必要事項をご記入の上、推薦人にお渡しいただくか、下記宛にご送付願います。

〒171-0014 東京都豊島区池袋2丁目63番4 山ノ紀ビル2階
一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会 代表理事 石田智洋あて

理事会にて、お申し込み内容を確認の上、ご入会の受諾の連絡をさせていただいた皆様で、会費の振り込みが必要な方は、次の銀行口座に、入会金(100,000円)および初年度年会費(正会員100,000円、賛助会員50,000円)をお振込願います。

(注意) 当会の会計年度を4月始まりと設定しておりますので、初年度の年会費は、来年3月末日までの会費となりますので、ご了承ください。

【ご入金口座】

銀行名	みずほ銀行
支店名	池袋支店(店番230)
口座番号	普通 3109571
口座名義	一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会